

労働・助成金情報 特急便

第 90 号 (2020 年 4 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

ニュースで取り上げられない日はないくらい毎日、新型コロナウイルスの話題が取り上げられています。やむなく休業する企業や従業員もいると思います。この状況を受け、「雇用調整助成金」の特例の対象の拡大や、新型コロナウイルスに対応した助成金が設けられました。今回は新型コロナウイルスに関する助成金等の情報を紹介します。

『雇用調整助成金』とは、

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

■ 特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

■ 特例措置の内容 (令和 2 年 3 月 31 日時点)

休業等の初日が、令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日までの場合に適用

- ◇ 休業等計画届の事後提出が可能
令和 2 年 6 月 30 日までに提出
- ◇ 生産指標を 10%以上を 5%以上に緩和 確認対象期間を通常 3 か月を 1 か月に短縮
前年同期に比べ 5%以上減少していること
- ◇ 最近 3 か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象
- ◇ 事業所設置後 1 年未満の事業主も助成対象
生産指標を令和元年 12 月の指標と比較し、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認
- ◇ 雇用保険の被保険者以外も対象

■ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」

【具体例】

- ◇ 取引先が新型コロナウイルスの影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小
- ◇ 国や自治体等の市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛されイベント中止や客数が減ったために事業活動が縮小
- ◇ 風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小

【受給額】

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者 1 人 1 日当たり 8,330 円が上限	2/3	4/5
教育訓練を実施した時の加算額	1 人 1 日当たり 1,200 円	
支給限度日数	1 年間で 100 日(3 年間で 150 日)	

※助成金の受給額が、通常 大企業は 1/2・中小企業は 2/3 のところ増額されています。
解雇等を行わない場合は、大企業は 3/4・中小企業は 9/10 の支給となります。

休業手当とは・・・

事業主都合で労働者を休ませることになった場合、労働者の平均賃金の60%以上を休ませた日数に支払う手当の事です。

助成の対象となる教育訓練とは・・・

職業に関する知識・技能または技術を習得、向上させることを目的とする教育、訓練、講習であること。そして、所定労働日の所定労働時間内に実施され、教育訓練を行う労働者が所定労働日の全一日にわたり業務に就かないことです。

さらに、

新型コロナウイルス感染症による『**小学校休業等対応助成金**』が設けられます。

- ◇ 新型コロナウイルスに関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ◇ 新型コロナウイルスに感染した、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対して助成されます。

臨時休業等をした、とは・・・新型コロナウイルスに関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合

小学校等とは・・・

小学校、幼稚園、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、保育所、認定こども園、認可外保育園、家庭的保育事業、子どもの一時預かりを行う事業、障害児の通所支援を行う施設

【受給額】令和2年3月9日時点発表されている内容です
令和2年2月27日から3月31日において

$\text{有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額} \times 10 / 10$
--

そして、

新型コロナウイルスに感染したことにより**傷病手当金の支給対象になる場合**があります。

傷病手当金とは・・・

業務災害以外の理由で、病気や怪我によって就労できずに連続3日以上休んだ場合に、3日を経過した日から就労できない期間について手当が支給されるものです。(社会保険加入者が対象)

【新型コロナウイルス感染症によって傷病手当金が支給される具体例】

- ◇ 労働者が、新型コロナウイルスに感染しており、療養のために就労できない場合
- ◇ 労働者には、自覚症状はないが、検査結果で新型コロナウイルス陽性反応がでたため、療養のため就労できない場合
- ◇ 労働者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養をしている場合

【新型コロナウイルス感染症によって傷病手当金が支給されない具体例】

- ◇ 事業所内で新型コロナウイルスの感染者が発生したため、事業所全体が休業した場合
- ◇ 労働者に自覚症状はないが、家族が感染し濃厚接触者になったために、労働者本人が休暇を取得した場合